

日本の拡がる格差所得とその是正に向けて

石橋 里恵

はじめに

日本は1960年代の高度成長期から80年代の安定成長期を経て、所得分布の平均化が進み、80年代のはじめには、国民の9割以上が「自分の中流階級」という意識を持つ「一億総中流」と言われる社会になった。しかし、「バブル景気」とその崩壊による経済の長期低迷により、日本社会は「一億総中流」の時代を終えた。生活保護受給者は、1995年の88万人から増加し続け、2012年度には212万人に達している¹。日本社会は、第二次大戦直後の国民の大半が貧しい時代とも異なり、「格差の時代」に入った。

この、日本の格差について、所得面、労働形態からみた実態、賃金格差や非正規雇用労働者の増加といった労働形態の変化によってもたらされる所得格差拡大の要因、貧困層の増加など所得格差拡大によってもたらされる問題、所得格差拡大を是正するために何が必要かということ、労働環境の改善など効果的な解決策について論じていきたい。

日本の所得格差の要因の一つとして、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の所得格差が考えられるが、そこに注目して考察していきたい。

第1節 拡がる所得格差の実態

1.1 ジニ係数からみた不平等度

所得分配の状況を数量的にとらえるために、最も一般的に用いられているのは、「ジニ係数」という指標である。ジニ係数は、人の所得を低い順に並べて、高所得層にどれだけ所得が集中しているかを求めるもので、0の時に完全平等、1に近づくほど不平等の度合いが高いことを示している²。このジニ係数から見る日本の不平等の実態をみていきたい。

厚生労働省が公表している「所得再分配調査³」に示されている当初所得と、これから税・社会保険料負担を差し引いて社会保障給付を加えた再分配所得のジニ係数を見ていく。

当初所得とは、雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、財産所得、家内労働所得及び雑収入並びに私的給付（仕送り、企業年金、生命保険等の合計額）の合計額をいう⁴。当初所得については、1993年の0.4394から、2008年には0.5318まで上昇している。このことから不平等度は上

¹ 森（2013）p.1.

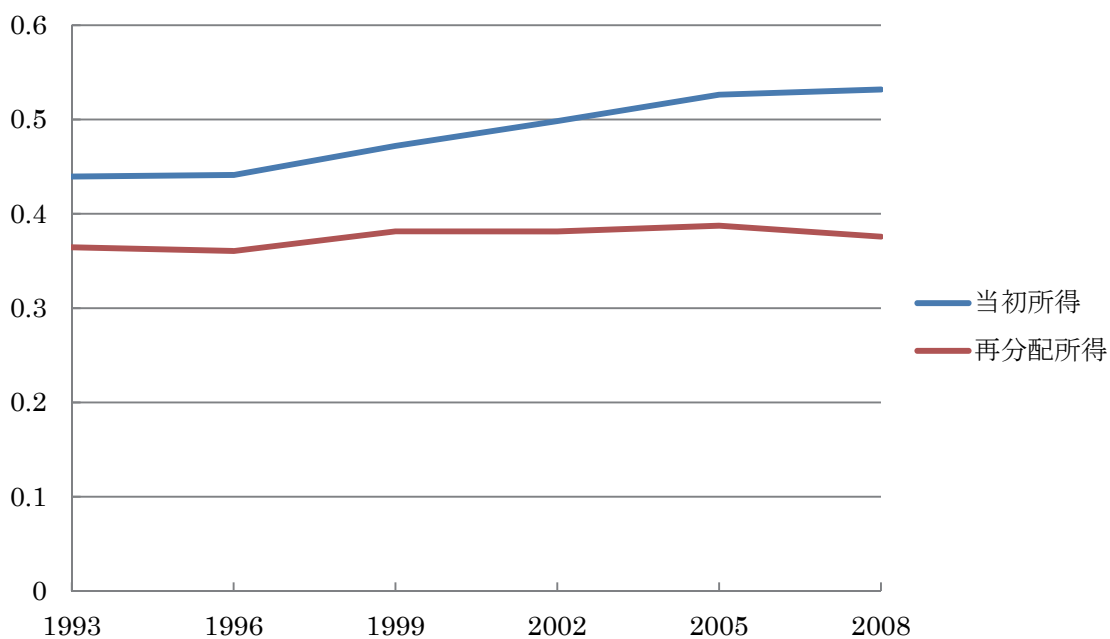
² 森（2011）p.4.

³ 厚生労働省が、全国の国民生活基礎調査の報告者となった世帯及び世帯員を調査の対象とし、拠出金および、受給金の状況、医療の受療状況、介護の給付状況、保育所の利用状況等を調査している。

⁴ 厚生労働省（2015）「所得再分配調査」。

昇していることが分かる。再分配所得とは、当初所得から税金、社会保険料を控除し、社会保障給付（現金、現物）を加えたものである⁵。再分配所得のジニ係数も上昇しているが、1993年の0.3645から、2008年には0.3758となっている。そのため、再分配所得の上昇率は、当初所得よりもはるかに小さくなっている⁶。

図1 所得分布状況の推移（ジニ係数）



（出所）林（2011）p.6より作成。

しかし、所得の分配状況をとらえるためのデータには様々な統計がある。市町村と都道府県の所得割住民税の算出のもとになっている住民税納税義務者の給与収入から示されるデータである「市町村税課税状況等の調」を用いた1990年以降のジニ係数の推移を見ていく。これを見ると、1990年の0.3118から2009年には0.3540まで上昇している⁷。

次に、一年を通じて勤務した民間の給与所得者を対象とした「財務統計から見た民間給与の実態」を用いたジニ係数を見ると、1990年の0.3442から2009年には0.3668まで上昇している。しかし、2008年には0.3733から2009年の0.3668は、若干低下している。今まで見てきたジニ係数は年々上昇しているが、このデータを用いたジニ係数で若干低下が見られるのは、1000万円を超える給与所得者数が前年に比較して減少しているためである。

これら二つは、いずれも個人としての給与所得者を対象としたものであり、給与収入の不平等

⁵ 厚生労働省（2015）「所得再分配調査」。

⁶ 林（2011）p.6。

⁷ 林（2011）p.7。

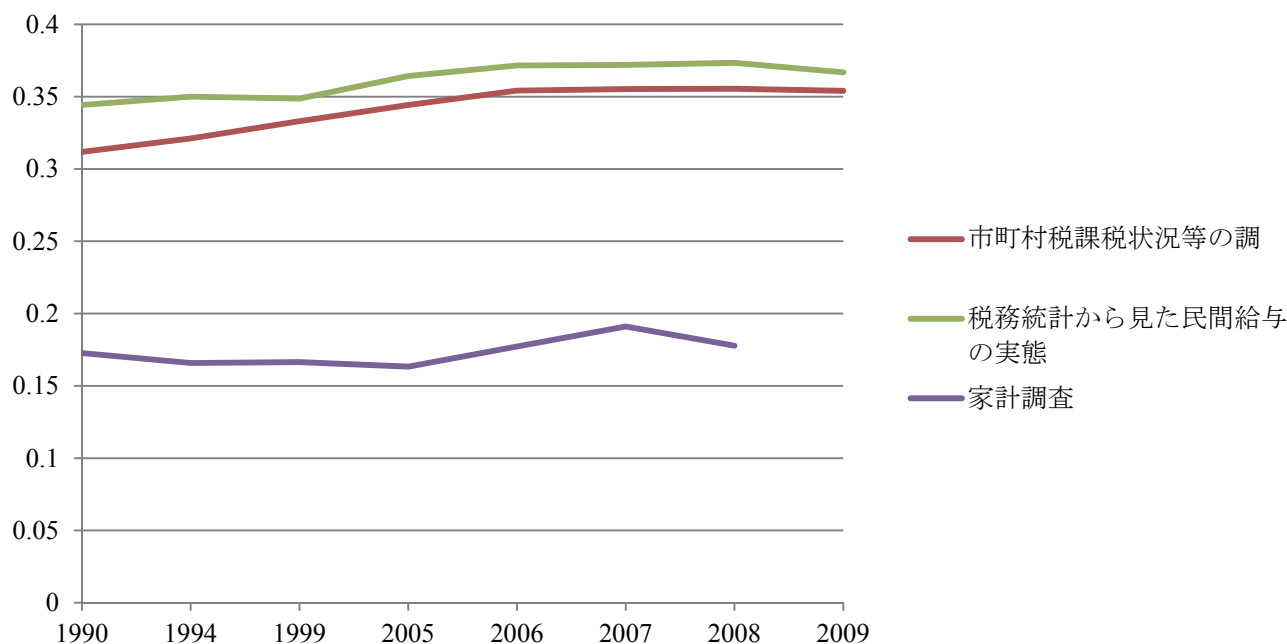
度は拡大しているといえる⁸。

一方で、「家計調査」に記載されている標準世帯（四人世帯で有業者が一人の世帯）のデータを用いたジニ係数がある。このジニ係数には大きな変化はなく、0.16 台から 0.17 台で上昇したり低下したりしている。ジニ係数自体の水準が先の二つより低い理由は、被扶養者が三名以上いる給与所得者だけのデータを取っており、もともと一定以上の収入を得ている世帯だけを対象にしているためである⁹。

しかし、ニートやネットカフェ難民¹⁰など、今日問題とされ、格差を象徴する多くの事例は、財務統計や世帯を単位として分析する「家計調査」等のデータには反映されない。

他方、生活費の援助を親から受けながらのアルバイトや、補助稼得者のパート主婦なども含めて低所得者が増加したと考える場合は、格差が過大評価される可能性もある¹¹。

図2 さまざまなデータに基づくジニ係数



(出所) 林 (2011) p.7より作成。

このように、「格差」の定義は難しく格差についての判断は慎重に行う必要がある。しかし、給与所得者に関して比較した結果からは、2015年現在、不平等が拡大傾向にあることが分かる。

加えて、ニートやネットカフェ難民などは、データには反映されていないが、社会問題として

⁸ 林 (2011) p.7.

⁹ 林 (2011) p.7.

¹⁰ 住居を失いインターネットカフェ、漫画喫茶等の店舗で寝泊まりしながら不安定な就労をする者。有斐閣 (2013) p.988.

¹¹ 林 (2011) p.7.

たびたび取り上げられている。ニートは、親の援助を受けている場合などもあり、一概にはいえないが、ネットカフェ難民は、貧困の象徴といってもいいだろう。仕事があり、十分な所得を得ている人がいる一方で、住む家無く、ネットカフェなどを転々として生活している人がいるということは事実である。2008年に起こったリーマン・ショックで「派遣切り」という言葉が話題になった。その際に、ネットカフェ難民も取り上げられるようになった。いわゆる「派遣切り」にあってしまった非正規雇用労働者たちが、社宅からも追い出され、ネットカフェ難民になってしまったのである。このような事実を考えると、データには反映されないが、社会の中で、格差が広がっていると考えることができる。

1.2 所得格差に関する国民の意識

国民の不平等感に関する調査として、内閣府の「国民生活選好度調査」がある。これは、「収入や財産の不平等が少ないことが、現在どの程度満たされているか」という質問に対して、「ほとんど満たされていない」と答えた者の比率の推移である。この調査から、2015年現在、近年になるほど強い不平等感を持つ者の比率が上昇していることと、バブル期の1990年と不況期の2002年に、その比率が上昇していることがわかる。1990年で約20%、2002年で約22%が不平等と感じていたことがわかった¹²。

加えて、90年代以降、所得格差を扱った本がベストセラーになり「勝ち組・負け組」という格差拡大を示す流行語も生まれた¹³。しかし、所得の不平等に関する国民の意識は、必ずしもジニ係数の変化と対応していない。

意識と実態がかい離する理由としては、第一に、「実態」を表すはずの統計が不完全であることが挙げられる。通常の調査では、所得分布の両端が過少に表れるため、極端な高所得層や、貧困層としてのホームレスは所得の統計ではとらえられていない。しかし、メディアなどで最高所得層や最貧層の動向がしばしば取り上げられるので、結果として人々の認識が統計とかい離する可能性がある。

第二は、所得格差の統計が示すことができる格差の実態と人々が認識する格差の実態に「ずれ」がある可能性である¹⁴。所得統計を用いて示すことができるのは、現在の所得に関する格差の実態だけであり、将来の格差に関する人々の予想を示すことはできない。しかし、成果主義賃金制度の導入や、将来の失業によって将来所得格差が拡大することを人々が予測しているため、所得格差に大きな関心を抱いている可能性がある。

1.3 諸外国の所得格差との比較

所得格差によってもたらされる問題として貧困層の増大が挙げられる。日本の貧困層の実態を

¹² 大竹（2005）p.38.

¹³ 大竹（2005）p.41.

¹⁴ 大竹（2005）p.41.

諸外国と比較してみたい。

メリルリンチは富裕層を「主な居住用不動産、収集品、消費財及び耐久消費財を除き、100 万ドル以上の投資可能資産を所有する階層」と定義している。2011 年の IMF 統計によると世界の富裕層は約 1090 万人で、富裕層が最も多く存在する国はアメリカの約 310 万人、2 位は日本の約 173 万人である。とりわけ、アメリカは、5%の富裕層が国富の約 81%を所有する最大の格差大国である¹⁵。

比較的高い成長率を誇る BRICs の代表格である中国でも格差が拡大する傾向にある。中国で 600 万元以上の個人資産を保有する「高資産所有社会集団」と呼ばれる階層は 2012 年で 270 万人、10 億元以上の富裕層も 6 万 3500 人存在する¹⁶。

これに対し、「貧困」とは教育、職業、食糧、保健医療、飲料水、居住並びにエネルギーなど、人間が生活する上で最も基本的な物やサービスを楽しむことができない状態をいう。国際連合開発計画では 40 歳未満の死亡率と医療サービスや安全な水へのアクセス率、5 歳未満の低体重児比率、成人識字率などを組み合わせた指標で貧困を測定している。加えて、世界銀行は、貧困者の定義を「一人当たり年間所得 370 ドル以下の者」とする。そして、貧困は、「絶対的貧困」と「相対的貧困」に分類される¹⁷。

「絶対的貧困」とは、低所得者、栄養不良、不健康並びに教育の欠如など、人間らしい生活からほど遠い状態を指し、世界銀行は、絶対的貧困者を「1 日 1.25 ドル以下で生活する人々」と定義付けている。絶対的貧困人口の多くは発展途上国に集中しており、約 522 万人が東南アジアに、約 290 万人がアフリカに存在している¹⁸。

次に、経済協力開発機構による「相対的貧困」の定義は、「世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割った等価可処分所得が、全国民の等価可処分所得の中央値の半分に満たない国民」であり、その割合は「相対的貧困率」または「貧困率」として表される。図 3 にみられるように、2009 年における主要諸国の相対的貧困率を比較すれば、OECD 平均が 11.1%であり、日本は 15.7%である。総じてアメリカと日本、西欧諸国が高く、北欧諸国は低い傾向にある。しかし、北欧諸国を含め各国の相対的貧困率は上昇の一途にある¹⁹。

国連児童基金の研究機関「イノチェンティ研究所」は 2012 年、「先進工業国における子どもの貧困の実態を示す報告」を発表した。図 4 にみられるように、相対的貧困線（それ以下の収入では最低生活も維持できないと考えられる統計上の境界線であり「貧困線」ともいう）以下の家庭で暮らす 18 歳未満の子どもは先進 35 か国で約 15%、3400 万人に達している。日本は、35 か国中 9 番目であり、割合は 14.9%、305 万人である。他には、やはりアメリカが高くなっており、23.1%である。これに対し、北欧や西欧諸国の一部は相対的貧困率が低い。

¹⁵ 香川 (2013) p.3.

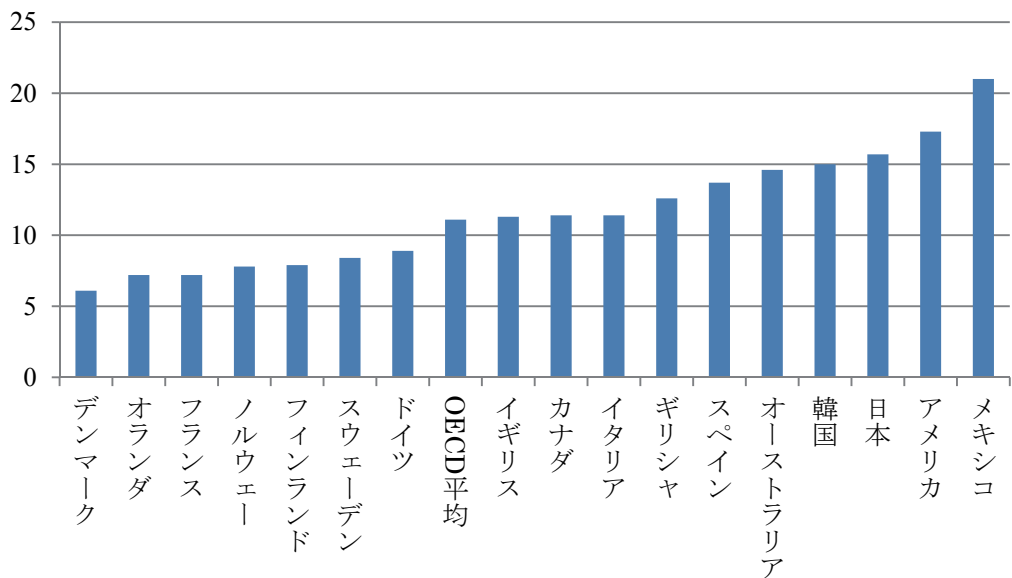
¹⁶ 香川 (2013) p.4.

¹⁷ 香川 (2013) p.5.

¹⁸ 香川 (2013) p.5.

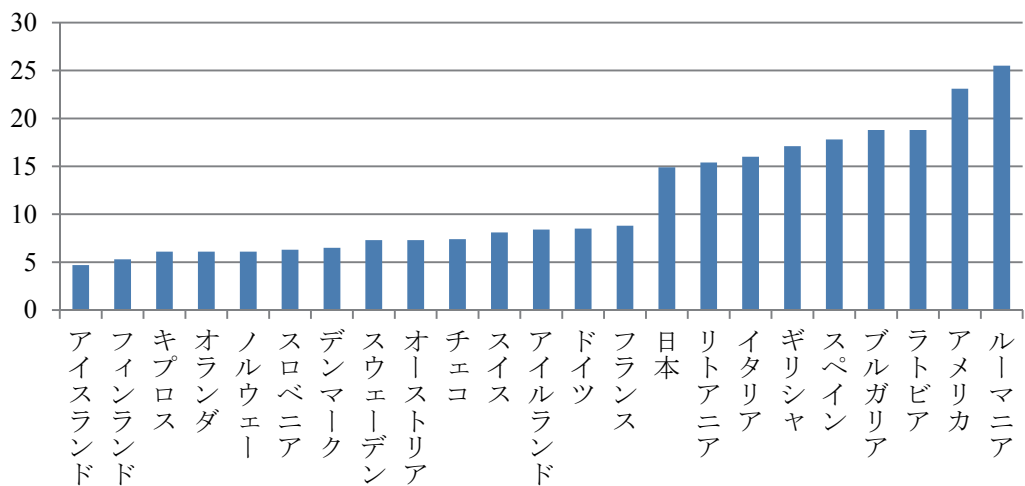
¹⁹ 香川 (2013) p.5.

図3 OECD各国の相対的貧困率 (2009年)



(出所) 香川 (2013) p.6.より作成。

図4 OECD各国の相対的貧困線以下の家庭で暮らす子どもの割合



(出所) 香川 (2013) p.6.より作成。

加えて、所得格差の深刻さを示す「貧困ギャップ率」をみていきたい。「貧困ギャップ率」とは、貧困ライン未満の人々の平均的所得が、貧困ラインを何%下回っているか(乖離しているか)を示す数値である。例えば、1日1ドルという貧困ラインよりもはるかに少ない所得で暮らす人口が多ければ、貧困ギャップ率は大きくなる²⁰。この「貧困ギャップ率」では、アメリカが37.5%で最も高く、31.1%の日本は、格差の大きい順から7番目となっている²¹。日本の貧困率は、国際的にみてかなり高い水準にあることが分かる。

1.4 生活保護受給者数からみる日本の貧困

先述したように、所得格差の拡大によって問題となるのは、貧困層の増加である。日本の貧困の実態をみていく場合、生活保護を受けている世帯をデータとして活用できる。所得格差拡大の弊害としての貧困の実態をみていきたい。

日本における生活保護受給者数・世帯の推移を見ると、生活保護を受けている世帯は、1996年は約61万世帯89万人だったが、2004年は約104万世帯142万人に増加している²²。

その後も引き続き増加傾向にあり、2014年2月には約160万世帯217万人となっている²³。このことから、日本社会において、生活保護基準以下の所得しかない人の数が増え、実際に生活保護の支援を受けなければならない人が増えているということが分かる。増加の要因は、厳しい社会情勢の影響を受けて、失業等により生活保護に至る世帯を含む世帯が急増するとともに、就労による経済的自立が容易ではない高齢者等が増加していること等が考えられる²⁴。

そのほかの統計でも、貧困者の増加をみてとれる。たとえば、貯蓄のない世帯(貯蓄ゼロ世帯)の統計は金融広報中央委員会の「家計の金融資産に関する世論調査 貯蓄を持たない世帯の割合(二人以上世帯)」で見ることができる。この統計によると、貯蓄ゼロ世帯は、1970年代から80年代にかけて5%あたりで推移していたのが、2005年には22.8%に、2013年には30.4%まで急上昇している。貯蓄がゼロということは、所得だけでは生活が賄いきれず、保有していた貯蓄を食いつぶした状態である。あるいは、生活するのに精いっぱい、貯蓄に回すだけの所得の余裕のない状態で、非常に深刻な経済状況にいたることが理解できる。こうした分析から分かることは、貧困の深刻化、すなわち格差が広がっているということである²⁵。

加えて、自己破産する家庭も増えている。最高裁判所「司法統計年報」の「自己破産申し立て件数の推移」を見ると、1995年は約4万件であったが、2003年には24万件と6倍に増えている。貯蓄が無くなり、借金に追い立てられて、自己破産してしまう人が激増しているのも、貧困者が増えた結果として考えられる²⁶。

²⁰ 国際協力総合研修所(2008) p.105.

²¹ 香川(2013) p.6.

²² 橘木(2015) p.102.

²³ 厚生労働省(2014) p.265.

²⁴ 厚生労働省(2014) p.265.

²⁵ 橘木(2015) p.104.

²⁶ 橘木(2015) p.104.

次に、相対的貧困について考える。先述したように、日本の相対的貧困率は、先進諸国と比較して高い水準にある。日本の相対的貧困率は、80年代に11.9%だったが、2000年には15.3%にまで増えており、2012年には、16.1%に増加している²⁷。このような点を考えれば、日本の相対的貧困率は著しく悪化していることが分かる。そして、その貧困の状況の悪化に伴い所得格差が拡大していると考えられる。生活保護受給者は増加の傾向にある。生活保護を受給しなくても生活できるように自立支援を行うことが必要である。さらに、生活保護を受給している世帯に対しての取り組みだけでなく、これから生活保護を受給する可能性がある世帯へ事前に支援することも必要である。そのために、まず第一として所得格差の是正により、働いているにもかかわらず貧困に陥ってしまうという状況を無くすことが必要である。

第2節 広がる所得格差の要因

2.1 不安定雇用や所得格差をもたらす要因

外的要因

所得格差の要因を外的な情勢の変化に求める場合、いくつかに分けることができる。第1は、これらの要因を経済のグローバリゼーションないしメガコンペティションに求めるものである。例えば、東アジアや中国などの経済的台頭によって、一方では、安価な輸入品との価格競争を余儀なくされ、他方では、その原因にも結果にも関係する対外直接投資によって国内産業が空洞化するというところに、今日の深刻な雇用状況の原因が求められる。

第2は、長期の不況によってこうした事態が生じたとする理解である。周知のように1990年代初頭にバブル景気は破綻し、その後、何回かの景気の「山」もあるが、たとえば、高度成長期と比べると、安定した良好な景気とは言い難い。そして、この20年間ほどは、デフレ基調も継続した。デフレになれば、当然のことながら、名目の経済規模は実質のそれよりも小さくなる。それがスパイラルを起し、不況を深化させている。それが賃金の低下をもたらし、雇用を不安定にしている²⁸。賃金の低下、雇用の不安定化は、貧困につながり、それが所得格差を拡大させていると考えられる。

第3は、雇用不安の背景に、技術の進歩による技術格差を無視しえないというものである。いわゆる「デジタル・ディバイド論」に他ならない。この間、ITを中心として技術革新が進んだ。IT技術のかなりの部分はそれまでとは異なり、OJTで培われるような技術ではない。そして、それは少数の技術者で賄われるものであり、その他多数は、むしろ技術などを必要としない²⁹。そうしたことが不安定雇用や所得格差を生じさせていると考えられる。こうした技術革新によって、「雇用のミスマッチ」が生じていると考えられる。

以上のことから考えると、今まで人間の手を必要としていた仕事が機械によってできるように

²⁷ 橘木（2015）p.105.

²⁸ 田中（2013）p.217.

²⁹ 田中（2013）p.218.

なり、単純労働の需要が減少した。それに加え、技術が必要になる仕事は、少数の技術者によって賄われるようになった。そのため、単純労働者の不安定雇用が発生し、単純労働者と技術労働者の賃金格差が拡大したと考えられる。こうした要因からくる雇用の不安定化、賃金格差によって、非正規雇用労働者が増加し、賃金格差が広がっていると考えられる。

政策的要因

80年代からの経済的自由化の潮流の極点として2001年に成立した小泉内閣による新自由主義・市場主義政策が、不安定雇用や貧困の要因の1つである。

たとえば、所得税率の大幅引き下げや株式譲渡税の特例化などの「金持ち優遇政策」が一方で実施されつつ、他方では最低賃金法の形骸化による賃金の押さえつけなど、格差を直接的に助長する政策が実施されてきた³⁰。

そうした中で特筆すべきは、労働者派遣法の問題である。労働者派遣法は、1986年に施行されたが、その後数回の改正が繰り返されてきた。なかでも、1999年と2004年の改正が問題となる。前者の改正では、当初13業務に限られていた対象業務を大幅に拡大し、また、後者の改正では、派遣期間制限の緩和や製造業への派遣の解禁などが盛り込まれた。この労働者派遣法が劣悪な労働環境を強いていると考えられる³¹。それだけが増加の原因であるとは言い切れないが、対象業務の拡大により、派遣労働者がある程度増加したと考えられる。そして、労働者派遣法の改正により、派遣労働者の労働環境が悪化したことも、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の所得格差の拡大の一因になったと考えられる。

2.2 諸外国と比較した日本の賃金形態

男女の所得格差

労働市場の非正規雇用化が進展し、とりわけ女性の非正規雇用労働者が増大している中で、男女間/正規・非正規間の賃金格差はどのような水準にあるのか見ていきたい。

労働時間と雇用形態をクロスした男性・女性それぞれの「1時間当たり賃金」で見ると、格差は、同一雇用類型の男女間よりも正規・非正規間で大きいことがわかる。賃金格差が最も大きいのは、男性のフルタイム・正規とパートタイム・非正規間である。これに女性のフルタイム・正規とパートタイム・非正規間格差が続き、男性間格差が女性間格差を上回っているが、時給額は女性パートタイム・非正規雇用労働者が971円と最も低く、そこに女性常用労働者の約4割が集中している。加えて、労働時間は同様であるにも関わらず、契約社員や派遣社員が多くを占めるフルタイム・非正規雇用労働者の賃金は、男性・女性ともフルタイム・正規の65～70%の低位な水準に据え置かれている³²。

男女間賃金格差に注目すると、女性常用労働者の45%が集中するフルタイム・正規男女間で

³⁰ 田中 (2013) p.219.

³¹ 田中 (2013) p.219.

³² 森 (2010) p.9.

格差をみていく。男性の賃金を100としたときの女性の賃金は71.9と格差が最も大きい。フルタイム・非正規でも女性の契約・派遣社員の賃金水準は男性の8割に及ばない。これに比較すると、パートタイム・非正規の男女間格差は91.6と小さいが、時給は男女ともに1000円前後の低賃金である。

さらに、フルタイム・女性の非正規雇用労働者の賃金をフルタイム・男性の正規雇用労働者と比較すると、前者は50.9%、後者は46.7%という性・雇用形態・労働時間の相乗効果による大きな時給格差が形成されている³³。

続いて、OECD諸国のフルタイム男女間およびフルタイム・パートタイム間の賃金格差を比較したい。2007年の日本の男女間賃金格差は、OECD諸国の中で韓国に次いで2番目に大きい。しかも女性の賃金が男性の60%台に留まっているのは韓国と日本のみである。アメリカをはじめ多くの諸外国では、格差が依然としてあるとはいえ、女性の賃金水準は男性の80%を超えている³⁴。

一方、フルタイム・パートタイム間の賃金格差でも2003年時点の日本の格差は突出して大きいことがわかる。フルタイム・パートタイム間の平等賃金を法で保障してワーク・シェアリングを進めたオランダや北欧の雇用平等先進国であるスウェーデン、フィンランドに比べると、公正な賃金の実現において日本は大幅に遅れていることは明白である³⁵。

以上のことからわかるように、非正規雇用労働者と正規雇用労働者の賃金格差が大きいだけでなく、男女間の賃金格差も大きいことが分かった。さらに、諸外国と比較しても、日本は非常に低い水準であることが分かる。女性の賃金は、男性に比べて低い水準にあるが、これが母子家庭世帯の貧困を招いていると考えられる。その貧困が、子供にも連鎖し、格差の固定化を招きかねない。女性の社会進出が進められ、政府も女性の管理職登用の拡大を目指している。しかし、こうした男女間の賃金格差が実態として存在している。昼は正社員として働き、夜もパートをして働く女性も存在する。それでも生活は豊かにならない。いわゆるワーキングプアである。働いていても貧困から抜け出せない状況が存在する社会こそが格差社会である。非正規雇用労働者に加え、女性の待遇改善も必要である。

諸外国と比較した日本の最低賃金

日本の最低賃金は、OECD諸国の中で、どのような水準にあるのかを見ていきたい。OECD諸国の22か国の最低賃金を比較した場合、日本は、チェコの次に低い水準であった。相対水準は、36%である。OECDの平均は、48%である。OECD諸国の中では、トルコが最も高く、71%であった。次ぐフランスが、60%である。

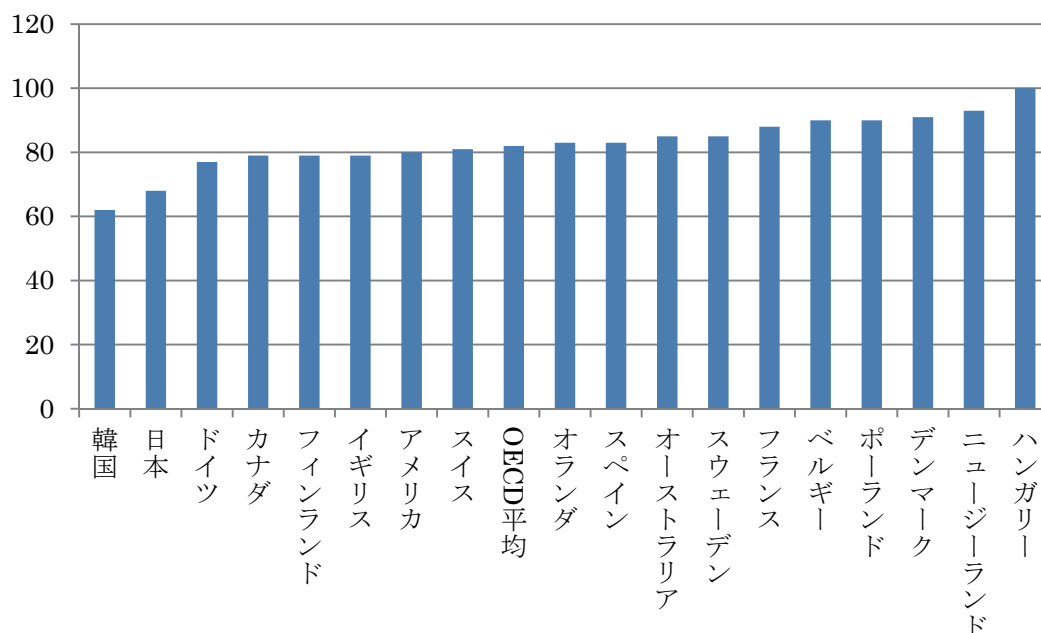
このデータを見てわかるように、日本の最低賃金は国際比較しても低い水準である。最低賃金と生活保護の水準の逆転現象も起こっており、最低賃金の引き上げは急務である。

³³ 森 (2010) p.9.

³⁴ 森 (2010) p.10.

³⁵ 森 (2010) p.9.

図5 OECD諸国のフルタイム男女間賃金格差（2007年）



（出所）森（2010）p.12より作成。

2.3 雇用規制による正規社員の減少

労働者にとっては、一度雇用すれば、簡単に解雇できないという解雇規制が強化されるほうが望ましい。しかし、解雇規制の強化は、目的とは逆に不安定雇用や失業を増やす原因になってしまう。正規雇用労働者の解雇規制が強化されたとすると、正規雇用労働者の雇い主である企業は、正規雇用労働者の解雇が困難になるため、景気悪化で売り上げが低下したり、経営危機に直面しても解雇による調整はしにくくなる。解雇規制強化の影響はそれだけに止まらず、景気が回復しても解雇規制が強化されているので、企業は正規雇用労働者の雇用を増やすことができない。景気が悪くなった際に、強化された雇用規制のもとで雇用調整が困難になって企業収益の悪化要因になるためである。そのため、解雇規制が強化された場合、企業は解雇規制の強い正社員の比率を低下させて、解雇規制が弱い契約社員・パート・アルバイト・派遣・請負という非正規雇用労働者の採用比率を上げることになる。不況期に雇用を抑制するために作られた解雇規制は、好況期になっても正規雇用労働者の増加に結びつかないという後遺症をもたらす。それだけではなく、正規雇用労働者の長時間労働の一方で非正規雇用労働者比率の上昇という雇用の二極化を招くのである³⁶。

2006年には、国会で格差社会に関する議論が行われ、「経済財政白書」や「労働経済白書」で賃金格差や所得格差が特集されるなど、格差社会への関心が高まった。特に、30歳未満の所得

³⁶ 大竹・奥平（2006）p.165.

格差が急拡大していることが様々な統計から明らかにされた。若年層における所得格差拡大は、超氷河期がもたらされ、それがフリーターの増加につながったと考えられる。最大の理由は、不況がもたらした労働市場における需要の低下である。ただ、需要が低下しただけではフリーターや失業の増加につながらない。賃金が低下すれば、労働需要は増えるからである。

実際、マクロ統計でみると90年代に下方硬直的だった日本の賃金は、98年以降低下し、下方硬直性が解消したようにみえる。このとき、全労働者の賃金が平均して下がっていれば、失業や賃金格差は発生しないはずである。しかし、現実には賃金低下は、そのように生じたのではない。正規雇用労働者の賃金低下は、わずかに留まった。そのため、リストラが発生し、新規雇用は大幅に低下した。

リストラされた労働者や新規学卒者で正規雇用労働者の職を見つけることができなかつた者は、パートタイム労働者、契約社員、派遣労働者といった非正規雇用労働と呼ばれる就業形態についたか、失業者になった³⁷。

解雇規制が強化されたため、不況時のことを考え、企業が積極的に正規雇用労働者を雇用しようとしなくなったため、非正規雇用労働者が大幅に増加していると考えられる。正規雇用労働者の解雇規制が厳しすぎると、不況時の雇用の流動を引き受けるのは、非正規雇用労働者のみになってしまう。そうなれば、リーマン・ショック時の「派遣切り」のように、非正規雇用労働者が職や住居を失うことになり、非正規雇用労働者の貧困はさらに悪化する。ある程度の雇用の流動性は確保しつつ、正規雇用労働者も非正規雇用労働者も解雇時に十分なセーフティネットを受けられるような仕組みを作ることが大切である。

2.4 非正規雇用労働者の増加による所得格差の拡大

バブル景気の終焉した90年代においては、失業率が高止まりし、「就職氷河期」などという言葉もささやかれ始めた。その中で、賃金や生活レベルの格差の問題が話題を呼ぶようになった。

その後、今世紀に入ってから戦後最長の好景気といわれた「いざなぎ景気」の時期でもさほど改善はみられず、08年秋のリーマン危機以降は、絶望的な事態に至っている³⁸。

まず、日本の「完全失業率」と「有効求人倍率」の動向についてみていきたい。完全失業率と有効求人倍率の指標は、相反的であり、景気の状態を反映している。たとえば、好景気の時には、完全失業率は下落傾向にあり、有効求人倍率は上昇傾向にある。雇用状況は、高度成長期には良好であったが、その後バブル景気の時期を除き傾向的に悪化していった。とりわけ、バブル景気の破綻した1990年代以降5%超に上昇した完全失業率の高さは、憂慮すべき状態である。そして、2002年から始まる「いざなぎ景気」においては状況に若干の改善がみられたが、2008年のリーマン危機以降には雇用状況は悪化している³⁹。このような状況の中で、正規雇用労働者においては賃金の頭打ち傾向がみられたが、そもそも正規雇用労働者の割合が減少し、非正規雇用労働者

³⁷ 大竹・奥平（2006）p.181.

³⁸ 田中（2013）p.204.

³⁹ 田中（2013）p.208.

働者の割合が着実に増加しているのである。1990年以降、男女とも非正規の職員・従業員の割合は傾向的に増加している。雇用形態に関しては、男女差が大きいので分けて考える。男子にあっては、中堅となる「25～34歳」、その前の世代である「15～24（在学中を除く）」で非正規雇用労働者の比率が高い。「25～34歳」で15%弱、「15～24歳（在学中を除く）」では25%が非正規である。女子では、全ての年齢層で非正規の割合が高いが、最も非正規の少ない「15～24歳（在学中を除く）」前後でも、35%以上が非正規である。こうした非正規雇用労働者という不安定雇用は不況時に「派遣切り」に繋がった⁴⁰。

非正規雇用労働者が増加している中で、正規雇用者と非正規雇用者の賃金格差は拡大傾向にある。ボーナスや残業代を除く2011年の雇用形態別月額賃金は、正規雇用者が10年比0.4%増の31万2800円、短期間労働者を除く非正規雇用者の賃金は1.1%減で正規雇用者の63%（2010年は64%）に当たる19万5900円である。年代別にみれば、30～34歳（男性）では正規雇用者の月収28.3万円に対し非正規雇用者は77.0%の21.7万円、35歳～39歳の場合は32.7万円に対し、71%の23.2万円で、年収では70万円～150万円ほどの格差がある⁴¹。このように、収入の面で正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間には、大きな賃金格差がある。非正規雇用労働者は、雇用環境も悪化の傾向にあり、非正規雇用労働者のうち、75.6%の収入は年間200万円未満であり、100万円未満も非常に多い⁴²。

非正規雇用労働者の賃金は低く、正規雇用労働者との賃金格差も大きい。そして、「いつ解雇されるかわからない」という不安が常に付きまとっている。非正規雇用労働者と正規雇用労働者の賃金格差が、日本の所得格差の一因になっていると考えられる。このようなことから、非正規雇用労働者が増加すれば、所得格差が拡大し、貧困層が増加すると考えられる。

加えて、所得格差を縮小すると同時に、非正規雇用労働者の待遇改善としてセーフティネットの拡充も必要であると考ええる。

第3節 所得格差の拡大によってもたらされる問題

3.1 生活保護受給者・非正規雇用労働者からみる貧困層の増加

格差社会によってもたらされる問題として、貧困層の増加が挙げられる。貧困層の増加は、生活保護受給世帯の増加によってみることができる。その推移をみると、70年代、80年代は増加傾向にあったが90年代に減少し、2000年代以降に大幅に増加している。2008年には約115万世帯160万人にも上っている⁴³。その生活保護受給世帯の中でも、高齢者世帯の増加が顕著であり、2008年には全体の45.7%を占めている。格差の拡大と、高齢化の進展とともに、高齢貧困世帯

⁴⁰ 田中（2013）p.212.

⁴¹ 香川（2013）p.98.

⁴² 香川（2013）p.99.

⁴³ 土堤内（2011）p.13.

の増大をもたらしている⁴⁴。

生活保護受給者数は、1995年を底に増加に転じ、2011年7月に現行制度下で過去最高となって以来、引き続き増加傾向にあり、2013年3月には、約160万世帯216万人となっている。なお、2013年3月の対前年同月伸び率は、2.5%となっており、2010年1月の12.9%をピークに鈍化しており、世界金融危機直前（2008年9月）の対前年同月伸び率を下回っている。増加の要因は、厳しい社会情勢の影響を受けて、失業等により、生活保護に至る世帯を含む世帯が急増するとともに、就労による経済的自立が容易でない高齢者等が増加していることによると考えられる。今後、こうした生活保護受給者への就労・自立支援をより一層強化することが必要である。また、不正受給事案に厳正に対応するため、保護費の適正支給のための取り組みも重要である⁴⁵。

さらに、生活保護受給者の増加に加え、非正規雇用労働者や年収200万円以下の給与所得者など、生活に困窮するリスクの高い層も増加している状況にあり、生活保護受給に至る前の段階から生活困窮者の就労・自立の促進を図ることが大きな課題となっている⁴⁶。

高齢者の貧困、生活保護受給の増加が問題となっているが、今現在正規の職に就かず、所得が低い若者は、将来高齢者になり、今のように働くことができなくなったとき、生活保護が必要になる可能性が高い。高齢者になってから、働くことができず、貧困に陥ることのないよう、きちんとした職に就くための職業訓練などの支援も必要であると考えられる。

3.2 貧困層の増大による子どもの貧困

所得格差の拡大が貧困層の増大につながるということは先述したが、子どもを養育する世帯が直面する経済的困難は、そのまま子どもの育つ環境の悪化につながる。給食費を払えない、修学旅行に行けない、などの周囲の子どもたちと同じ生活ができないことが子どもの貧困である⁴⁷。

その中でも、ひとり親世帯の貧困率が非常に高くなっている。特に、母子世帯の貧困率が高くなっており、2011年度の厚生労働省による「全国母子世帯等調査」によると、2010年度の母子世帯の年間平均収入は291万円である。就労収入金額を見ると、母子世帯の母親の平均181万円に対し、父子世帯の父親は平均360万円であり、就労収入金額で2倍近い格差がある。この背景には、常用雇用であってもなお大きい男女の賃金格差と、母親の雇用形態（臨時・パート）などがある⁴⁸。

各国を比較すると、欧州などをはじめとする多くの国の貧困層では働き手が失業している場合が多い。これに対し、日本の貧困層では、働き手が就業している割合が高い。場合によっては、パートのかけもちをしながら子育てをするシングルマザーの実態も報告されており、長時間働い

⁴⁴ 土堤内（2011）p.13.

⁴⁵ 厚生労働白書 p.265

⁴⁶ 厚生労働白書 p.265

⁴⁷ 伊藤（2013）p.123.

⁴⁸ 伊藤（2013）p.125.

でも十分な所得を得られないという格差が存在する⁴⁹。

こうした貧困は、子どもの就学困難を招いている。さらに、就学のために奨学金を、就職難や失業で返済できない人が増えている⁵⁰。

こうしたことから、働いても十分な所得を得られず、子どもの教育に格差が発生し、親の貧困が子どもにも連鎖していると考えられる。

3.3 所得格差による子どもの教育機会の不平等

教育機会の不平等の要因は、家計所得の格差である。首都圏や関西圏では、有名私立大学が初等教育にも力を入れている。少人数クラスで密度の濃く高いレベルの教育が行われており、外国人講師による英語教育も盛んに行われている。小学生の子どもを持つ親は、まだ比較的若い世代であるので、所得もそれほど高くなく、平均的な家計所得の家庭では、このような私立の小学校に通わせるのは難しいはずである。必然的に、通えるのはより高所得の家庭の子か、祖父母から経済支援を受けられる子に限られる⁵¹。

小学校からの初等教育にこうした問題は現れているが、次に問題となるのは中学受験である。主に、首都圏では、小学生を持つ親の重大な関心事となっているのは、子どもを有名大学、難関大学への進学率が高い中高一貫校へ入学させることである。そのために盛況なのが学習塾や家庭教師、進学塾である。塾に通わせるためには、ある程度は経済的に余裕がある家庭でなければ難しい。所得が平均以下の家庭では、塾に通わせることは不可能とさえいえる⁵²。

親の所得によって受けられる教育に格差が生じるのは明らかであり、これでは教育機会が平等であるとはいえない。今後、所得格差がさらに拡大すれば、こうした教育機会の不平等も顕著になり、親の所得で将来が決まってしまうという、格差の固定化を招いてしまうと考えられる。

3.4 非正規雇用労働者の増加による少子化

厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所は2012年1月30日、60年までの「日本の将来推定人口」を公表した。日本の総人口は10年の1億2806万人から毎年20万人～100万人規模で減少を続け、48年に1億人を割り込み、60年には8674万人と半世紀で約4132万人減少する。女性が生涯に産む子供の数を示す「合計特殊出生率」は、最も実現性の高い中位推計で10年の1.39から26年には1.35に下がる。一方、高齢者人口は42年に3878万人まで上昇してピークに達する。人口を維持できる出生率2.07を大きく下回り、先進国の中で人口減と少子高齢化が突出して進行している状況である⁵³。

⁴⁹ 伊藤 (2013) p.125.

⁵⁰ 伊藤 (2013) p.127.

⁵¹ 橘木 (2015) p.117.

⁵² 橘木 (2015) p.117.

⁵³ 香川 (2013) p.110.

フランスは仕事と子育ての両立を目的とした支援と子育て世代への重点給付を実施し、93年に1.6台まで低下した出生率を09年までに1.99まで回復させた。

しかし、日本では政府からの十分な支援を受けられず、女性を中心とする非正規雇用労働者の増加や格差と貧困が結婚を妨げた結果、90年代末以降10年余の間に20歳代、30歳代の所得水準が全体的に低下して晩婚・晩産化並びに少子化の傾向が強まっている⁵⁴。

内閣府の2011年度「就労形態別の配偶者調査」は、30歳代前半の男性正規雇用者の60%が既婚であるが、非正規雇用の労働者は半分の30%に留まったと記している。年収別では、300万円以上の男性（20歳代～30歳代）の20～40%が既婚、300万円以下の場合、8%～10%に過ぎない。不安定雇用と所得の低さが結婚を妨げる原因となっていると考えられる。

結婚から15～19年の夫婦の平均出生子ども数を表す「完結出生児数」は70年代に2.20人前後となり、その後は安定的に推移するものの05年は2.09人に下がり、10年には1.96人にまで低下した。調査アンケートに対し、希望する子どもを増やさない理由として既婚者の40%以上が「子育てや教育にお金がかかりすぎる」と回答し、女性の26.3%が「働きながら子育てできる環境がない」と答えている⁵⁵。

非正規雇用労働者の増加という雇用環境の悪化と所得格差の拡大に伴う貧困は、少子化にも影響している。非正規雇用で働くということは、「雇い止め」のように、いつ解雇されるかわからないという不安が付きまとう。さらに、低賃金である。このことが、結婚の妨げになり、少子化につながっていると考えられる。そして、結婚したとしても、「子育てにお金がかかる」という理由で多く子どもを持つとしない。これは、低賃金からくる問題である。政府による子育て支援の充実に加え、雇用形態の改善、所得格差の是正がなされなければ、少子高齢社会に対処できないと考えられる。

第4節 所得格差是正に向けて

4.1 所得格差の要因と是正に向けた諸政策

先述したように、日本の所得格差の大きな要因は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の賃金格差にあると考えられる。加えて、先述した解雇規制の強化、景気の悪化に伴う労働需要の低下により、正規雇用労働者は減少している。非正規雇用労働者の労働形態の悪化や低賃金により、所得格差はますます広がり、それに伴い貧困層も増大している。

若者が十分な所得を得られない職に就いたまま高齢者になり、働くことができなくなれば、生活保護に頼るしかなくなる。働くことのできる世代は、十分な賃金を得られる職に就くことが必要である。

この節では、所得格差の是正策として、主に、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の所得格差

⁵⁴ 香川（2013）p.110.

⁵⁵ 香川（2013）p.110.

を是正するための諸政策を論じていきたい。そして、日本の所得格差の今後のあり方についても考察していきたい。

4.2 労働需要の上昇と最低賃金の改善

労働需要の上昇

若者の間の所得格差を解消する手立てを考えるためには、非正規就業が増えた理由を考える必要がある。しばしば、派遣労働に関する規制緩和が、非正規就業を増やした原因であると主張される。しかしながら、非正規雇用労働の中に占める派遣労働の比率が比較的低いことを考えると、説得的な説明ではない。仮に、派遣労働が自由化されていなければ、パート、契約社員、請負労働がもっと増えていたか、失業が増えていただけである。

本質的な理由は、景気の悪化に伴い労働需要が低下したことが原因である。そして、その労働需要の低下が新規採用の抑制という形で現れたのである。採用抑制が長期化したことで、超就職氷河期を生み、若者の間の所得格差を生むことになった⁵⁶。

若者の所得格差を解消する方法として、第一に、景気の上昇が挙げられる。人手不足になれば条件の悪いパートや派遣では労働者の採用ができなくなる。若年層の所得格差の発生原因は不況であったため、景気の上昇が直接の解決策である。

第二は、既存労働者の既得権を過度に守らないようにすることである。解雇権濫用法理では、従業員の解雇を行うためには、新規採用を抑制して雇用維持努力をしていることを一つの条件として挙げている。既存労働者の雇用保障の程度が高ければ高いほど、既存労働者は賃金切り下げに反対する。それは結果的に、若者のフリーターを増やし、所得格差を拡大することになる⁵⁷。

第三に、既存労働者が実質賃金の切り下げに応じやすい環境を作ることである。デフレ環境では、実質賃金を引き下げるには、名目賃金の低下を受け入れる必要がある。しかし、インフレのもとでは労働者は実質賃金の切り下げを受け入れやすい。加えて、デフレでもなかなか低下しない教育費、住宅ローンについても、デフレに応じて負担を減らすことができるような制度を組み込むことが必要である。そうすれば、既存労働者が名目賃金の引き下げに反対することで、潜在的な労働者である若者が不利な立場に立たされることもなくなり、日本企業の長期的な成長力が低下することもない⁵⁸。

第四に、すでに、長期間フリーターを続け、職業能力が十分に形成されていない若者に対して、積極的な職業紹介や教育・訓練を行っていくことが必要である⁵⁹。

最低賃金の改善

所得格差を是正するためには、最低賃金制度の充実も欠かせない。日本の最低賃金が先進国の

⁵⁶ 大竹・奥平（2006） p.182.

⁵⁷ 大竹・奥平（2006） p.182.

⁵⁸ 大竹・奥平（2006） p.183.

⁵⁹ 大竹・奥平（2006） p.183.

中でも低すぎるということは明白である。さらに、生活保護制度との逆転現象さえ起こっているこということは多くのメディアでも取り上げられている。

この最低賃金制度を充実させるには、企業が生産活動を行った時に発生する付加価値を、労働者と経営者がどう分配するかという問題である。すなわち、労働者、経営者、株主に分配する比率をどう決めるかということである。

このうち労働者側にどれだけの比率が分配されるかを、通常「労働分配率」と呼んでいる。どこの国でも、不景気になると労働分配率が低下する傾向にあるが、日本も例外ではない。そのため、低下する傾向のある労働分配率を上げる政策が必要になる。それが最低賃金を引き上げることにつながり、労働者の生活を守ることにつながる⁶⁰。

さらに、労働分配率を引き上げた時の労働者間での分配をどうするかという問題がある。この問題に対しては、高所得者にはある程度、犠牲になってもらい、積極的に低賃金の人の賃金を上げ、最低賃金の上昇につなげるべきである。高所得者の賃金を保ち、低所得者の賃金を上げることは実質的に不可能なため、高所得者の犠牲はある程度避けられない。

4.3 同一労働・同一賃金制度の導入

所得格差の是正策として、労働需要の上昇や最低賃金の改善を挙げてきた。しかし、所得格差の大きな要因の一つであると考えられる正規雇用労働者と非正規雇用労働者の所得格差の是正策として一番有効であると考えられるのは、同一労働・同一賃金制度の導入である。日本における低所得者、貧困者に焦点を合わせれば、多くの非正規雇用労働者の存在、最低賃金の低さ、社会保障制度の不十分さ、教育制度の不完全さなどが浮かび上がる。これらは、国際的な水準から見ても大きな課題であり、日本が取り組むべき喫緊の課題である⁶¹。

まず、同一労働・同一賃金を徹底すべきである。同一賃金・同一労働の考え方は、正規労働者・非正規労働者に関わらず、同じような仕事であれば同額の賃金にするという政策である⁶²。1時間当たりの賃金について、同じような仕事なら同じ賃金であれば、賃金の公平性を保つことができ、非正規雇用労働者の所得を上げる効果がある⁶³。

正規労働者・非正規雇用労働者に関わらず、同じような仕事であれば、同額の賃金にするという考え方は「職務給制度」と言い換えることができる。職務給制度とは、各人がどのような仕事に就き、どういう職務を行っているかということを確認したうえで、同じような仕事をしている人に対しては1時間当たりの賃金を同一にするという制度である。男女の違い、雇用時の年齢差、フルタイムかパートタイムか、正規雇用であるか非正規雇用であるか、一企業内においてはどの地域かなどによる変化はなくなる。

1時間当たりの賃金について、同じような仕事なら同じような賃金であり、総賃金の差は労働

⁶⁰ 橘木（2015）p.139.

⁶¹ 橘木（2015）p.96.

⁶² 橘木（2015）p.136

⁶³ 橘木（2015）p.137.

時間による差だけになる。そうすれば賃金の公平性を保つことができ、結果として非正規労働者の所得を上げる効果も期待できる。

この職務給制度を導入した国として、オランダが挙げられる。1980年代に失業率が10%を越えたオランダでは、失業率の低下を労使で真剣に協議し、フルタイムの仕事をパートタイマーに譲るワークシェアリングを実施した。その際に合わせて職務給制度を導入した。オランダのこのワークシェアリングの制定は、別名「1.5 稼ぎモデル」と呼ばれている。ヨーロッパ諸国としては珍しく専業主婦の多い国であったオランダは、このワークシェアリングの導入により、夫がフルタイム（すなわち 1）、専業主婦が子育てをしながらパートタイムで働くこと（すなわち 0.5）という仕事の仕方を実現し、同一労働・同一賃金が可能となった⁶⁴。

職務給制度を導入し、ワークシェアリングを実現している国の例としてオランダを挙げた。このようにワークシェアリング、そして同一賃金・同一労働を日本で実現するため、オランダのような諸外国の成功例を参考にしていく必要がある。同じ時間・同じ労働に対して同じ賃金を支払われないという現状は問題である。この同一賃金・同一労働の考え方の導入、そして制度を整えることは、所得格差の是正に効果的であると考えられる。

4.4 社会の中で格差をどの程度認めるか

どの世界にも格差は存在し、格差がゼロの国は存在し得ない。まったく格差のない社会を実現するのは不可能だといえる。どこまでの格差を容認できるか、国民が一定の価値基準を持ち、容認できる格差を超えるような格差が発生すれば、社会政策、経済政策として是正するべきである⁶⁵。格差の拡大において問題になるのは、貧困層の増大である。

例えば、アメリカでは、一般社員の所得に比べて、企業の経営者の所得が莫大な額になることが珍しくない。一方、日本の経営者は、大企業であっても、一般社員の10倍～20倍前後である。アメリカにおいて、その差が日本とはまったく異なるということは歴然である⁶⁶。アメリカは競争社会であるが、そのアメリカのような競争社会で勝者になることができなかつた人々をどう扱うかということが問題である。さらに、その競争の機会も完全な平等ではないことを忘れてはならない。このような点を踏まえて、格差について考え、意思表示をしなければならない。

おわりに

2015年現在、拡大傾向にある日本の所得格差について、その実態、所得格差拡大をもたらす要因、所得格差拡大がもたらす問題、所得格差是正に向けての解決策について考察してきた。

第1節では、日本の所得格差の実態をジニ係数から見た不平等度、諸外国との比較、所得格差拡大からくる問題としての貧困層の実態について論じた。第2節では、所得格差拡大の要因につ

⁶⁴ 橘木（2015）p.137.

⁶⁵ 橘木（2015）p.160.

⁶⁶ 橘木（2015）p.162.

いて、諸外国と比較した日本の賃金形態、解雇規制強化による非正規雇用労働者の増加、それによる所得格差について考察した。第3節では、格差拡大がもたらす問題として、貧困層の増加、所得格差拡大による貧困の増加からくる少子化、子どもをめぐる諸問題が挙げられることを確認した。第4節では、格差是正について、労働需要の上昇、最低賃金の底上げ、同一賃金・同一労働の考え方の導入について論じた。

所得格差の拡大については、様々な意見が展開されているが、「格差は拡大している」というのは事実である。そして、日本の所得格差をもたらす要因の一つは、非正規雇用労働者にみられるような不平等な雇用形態があると考えられる。不安定な雇用形態や低賃金による貧困が問題となっている。労働者の待遇を改善し、安心して生活できる社会を作る必要がある。不安定な雇用形態により、結婚や子供を持つことをあきらめている人がいるのは明白である。安定的な雇用の確保、解雇時の十分なセーフティネットの拡充を実現し、若者の生活を安定させることで、少子化も食い止めることができる。「行き過ぎた格差は、経済を弱くする」といった指摘もあるように、所得格差の拡大はくい止めなければならない。「所得格差の拡大」を前提として、どのように是正していくかを慎重に考えていく必要がある。

参考文献

- ・伊藤志のぶ（2013）「子どもをめぐる格差と施策」森徹・鎌田繁則編『格差社会と公共政策』勁草書房。
- ・大竹文雄（2005）『日本の不平等 格差社会の幻想と未来』日本経済新聞社。
- ・大竹文雄・奥平寛子（2006）「解雇規制は雇用機会を減らし格差を拡大させる」大竹文雄・福井秀夫編『脱格差社会と雇用法制一法と経済学で考える』日本評論社。
- ・香川正俊（2013）『世界と日本の格差と貧困—社会保障と税の一体改革—』御茶の水書房。
- ・小塩隆士（2012）『効率と公平を問う』日本評論社。
- ・金森久雄・荒憲治郎・森口親司編（2013）『有斐閣経済辞典』（第5版）有斐閣。
- ・土堤内昭雄（2011）『格差社会を考える』ニッセイ基礎研究所。
- ・橘木俊詔（2015）『21世紀の資本主義を読み解く』宝島社。
- ・田中史郎（2013）「労働をめぐる現状と課題」SGCIME編『現代経済の解説—グローバル資本主義と日本経済』御茶の水書房。
- ・林宏昭（2011）『税と格差社会—いま日本に必要な改革とは—』日本経済新聞出版社。
- ・森徹（2013）「格差時代の公共政策」森徹・鎌田繁則編『格差社会と公共政策』勁草書房。
- ・森ます美（2010）「正規・非正規労働者の仕事観・賃金観」森ます美・浅倉むつ子編『同一価値労働同一賃金原則の実現システム—公平な賃金の実現に向けて—』有斐閣。
- ・厚生労働省（2014）『平成26年度版厚生労働白書』
<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/14/dl/2-04.pdf>
- ・厚生労働省『所得再分配調査』
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/96-1.html>

- ・ 国立社会保障・人口問題研究所（2014）『社会保障統計年報』
<http://www.ipss.go.jp/ssj-db/ssj-db-top.asp>
- ・ 独立行政法人 国際協力機構 国際協力総合研修所（2008）『指標から国を見る～マクロ経済指標、貧困指標、ガバナンス指標の見方～』
http://jica-ri.jica.go.jp/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/field/pdf/200803_aid02.pdf